

八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

○八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

平成24年3月21日

決裁

改正 平成25年12月25日決裁

平成27年2月27日決裁

平成28年3月29日決裁

平成30年3月5日決裁

令和3年3月31日決裁

(題名改称)

令和4年2月10日決裁

令和5年3月16日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然エネルギーを有効活用し、地球温暖化の防止を図ることにより、環境負荷の少ない循環型社会を構築するため、住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電池システムを設置する者に対し、八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し八女市補助金交付規則（昭和46年八女市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令3.3.31・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅用太陽光発電システム 太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流開閉器、パワーコンディショナ、保護装置、余剰電力計等で構成される設備であって、電力会社と系統連系するものをいう。

(2) 住宅用蓄電池システム 住宅用太陽光発電システムで発電する電力を充放電できる定置型リチウムイオン蓄電池及び電力変換装置等で構成された設備をいう。

(3) 住宅 次に掲げるものをいう。

ア 自己の居住の用に供する部分のみの住宅

八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

イ 居住の用に供する部分と事業の用に供する部分を併用する住宅のうち延べ床面積の2分の1以上を自己の居住の用に供するもの（集合住宅は除く。）

（令3. 3. 31・全改）

（交付対象）

第2条の2 補助金の交付対象となる設備は、次のとおりとする。

（1） 住宅用太陽光発電システムのうち次に掲げる要件をいずれも満たすもの
ア 太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれかが10kW未満であること。

イ 電力会社と余剰電力の販売契約を締結できるものであること。

ウ 未使用のものであること。

（2） 住宅用蓄電池システムのうち次に掲げる要件をいずれも満たすもの
ア 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。

イ 蓄電容量が4kWh以上で住宅用太陽光発電システムと同時に設置されるもの又は既に設置した住宅用太陽光発電システムに付随して設置されるものであること。

ウ 未使用のものであること。

（令3. 3. 31・追加、令5. 3. 16・一部改正）

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に現に居住し、又は居住することとしている住宅に住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電池システム（以下「対象システム」という。）を購入し、設置する個人で、次の要件を満たすものとする。

（1） 対象システムを設置する住宅の所在地を住所として住民登録をしている者（第9条に規定する実績報告書を提出する日までに住民登録をする見込みの者を含む。）

（2） 対象システムを設置する住宅が申請者又は同居の親族が所有する住宅若しくは所有する見込みの住宅であること。

八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

(3) 申請者及びその同居の親族が、市税、国民健康保険税及び税外徴収金を滞納していないこと。

(4) 八女市暴力団排除条例（平成22年八女市条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(5) 一の住宅において、補助金の申請を行おうとする設備についてこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者であること。

（平25.12.25・平30.3.5・令3.3.31・令5.3.16・一部改正）

（補助金の交付額）

第4条 対象システムの補助金の交付額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 住宅用太陽光発電システムに係る補助金の額 1kW当たり20,000円に最大出力値（単位はkWで表示するものとし、小数点第3位以下を切り捨てた数値とする。）を乗じて得た額とし、8万円を上限とする。この場合において、算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(2) 住宅用蓄電池システムに係る補助金の額 7万円

（令3.3.31・全改）

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、対象システムを設置する前に八女市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 対象システムを設置する住宅の位置図

(2) 対象システムを設置する場所の工事着手前の現況写真

(3) 対象システムのうち、次に掲げるものの仕様書

ア 太陽電池モジュール

イ パワーコンディショナ

ウ 蓄電池

(4) 対象システムの設置図面

(5) 対象システム設置工事請負契約書の写し及び設置に要する費用内訳が分かるもの

八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

(6) 委任状（他の者に手続を委任する場合）（様式第1号の2）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（平25.12.25・平30.3.5・令3.3.31・令5.3.1

6・一部改正）

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、八女市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の決定通知がなされる前に、対象システムの設置工事をしてはならない。

（平25.12.25・令3.3.31・一部改正）

（変更承認申請等）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、補助金の申請内容を変更するとき、又は対象システムの設置を中止しようとするときは、あらかじめ、八女市住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額に変更がない軽微な変更をする場合は、この限りでない。

2 前項の計画変更をする場合は、補助金の交付決定額を増額することはできない。

（平27.2.27・令3.3.31・一部改正）

第8条 市長は、前条の変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、その内容が補助金額に係る変更又は廃止であるときは、八女市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付変更決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（平27.2.27・追加）

（実績報告）

第9条 補助対象者は、対象システムの設置が完了したときは、その日から60日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金実績報告書（様式第5号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

- (1) 対象システムの設置状況を確認することができる写真（住宅全体、太陽電池モジュールの枚数、パワーコンディショナ、余剰電力販売用電力計及び蓄電池が確認できるもの）
- (2) 対象システム設置費に係る領収書の写し又はこれに代わる書類の写し
- (3) 電力会社との太陽光発電余剰電力受給契約を証する書類の写し（系統連系後に発行されるもの）
- (4) 対象システムの概要（様式第6号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（平25.12.25・一部改正、平27.2.27・旧第8条繰下・一部改正、平30.3.5・令3.3.31・一部改正）

（交付額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書の審査を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付確定通知書（様式第7号）により補助対象者に通知する。

（平25.12.25・一部改正、平27.2.27・旧第9条繰下・一部改正、令3.3.31・一部改正）

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により通知を受けた補助対象者は、八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（平25.12.25・一部改正、平27.2.27・旧第10条繰下・一部改正、令3.3.31・一部改正）

（補助金交付の取消し）

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。

八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

(平27. 2. 27・旧第11条繰下)

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により取消しをした場合において、既に補助対象者が当該取消しに係る部分に対する補助金の交付を受けているときは、補助対象者に補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(平27. 2. 27・旧第12条繰下)

(協力)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、対象システムに関する発電量等の情報の提供その他の協力を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の求めがあったときは、それに協力するものとする。

(平27. 2. 27・旧第13条繰下、令3. 3. 31・一部改正)

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平27. 2. 27・旧第14条繰下)

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度から令和5年度までの補助金について適用する。

(平27. 2. 27・平30. 3. 5・令3. 3. 31・一部改正)

附 則 (平成25年12月25日決裁)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月27日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の旧様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成28年3月29日決裁)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月5日決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

附 則（令和3年3月31日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（八女市住宅改修事業補助金交付要綱の一部改正）

2 八女市住宅改修事業補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（八女市空き家改修費等補助金交付要綱の一部改正）

3 八女市空き家改修費等補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和4年2月10日決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の本要綱の規定は、同日以後の申請その他の手続について適用する。

附 則（令和5年3月16日決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

八女市長

(申請者) 〒 _____
 住所
 ふりがな
 氏名（自署）
 電話番号
 生年月日

八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書

八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。なお、この申請に伴い、私及び同居する親族の市税、国民健康保険税及び税外徴収金の滞納がないことについて、担当職員が調査すること、また対象となる住宅に関して必要な課税資料等を閲覧すること、並びに八女市暴力団排除条例第6条の規定に基づき、必要に応じて暴力団との関係の有無について、警察に照会することに同意します。

記

1 対象システムの概要

設置場所（住所）	八女市	
設置区分	新築住宅に新設 ・ 既設住宅に新設	
太陽光発電公称最大出力	<input type="text"/> . <input type="text"/> <input type="text"/> kW（小数点第3位以下切捨て）	
蓄電池の容量	<input type="text"/> . <input type="text"/> <input type="text"/> kWh	
補助金申請額（①+②）	円	
①太陽光	円 （kW×20,000円、上限80,000円。千円未満切捨て）	
②蓄電池	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	円
設置に要する経費	円（消費税込み）	
工事着工予定日	年 月 日	
設置完了予定日	年 月 日	

2 添付書類

1 設置する住宅の位置図 2 設置する場所の工事着手前の現況写真 3 対象システムの仕様書 ア 太陽電池モジュール イ パワーコンディショナ ウ 蓄電池	4 対象システムの設置図面 5 対象システム設置工事請負契約書の写しと設置に要する費用内訳がわかるもの 6 委任状（他の者に手続きを委任する場合） （様式第1号の2） 7 その他市長が必要と認める書類
---	--

八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

様式第1号の2（第5条関係）

委 任 状

年 月 日

八女市長

委任者 住所
氏名（自署）

年度八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金の交付申請及び実績報告に関する手続を下記の者に委任しましたのでお届けします。

なお、交付申請及び実績報告に当たっては、受任者と綿密な協議を行い、トラブルが生じた場合は自らの責任において解決します。

記

受任者

住 所
商号又は名称
氏 名
電 話 番 号

印

八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

八女市長

八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

1 決定

(1) 交付決定額 _____ 円

(2) 交付条件

ア 交付決定者は、対象工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

イ 交付決定者は、市長が必要と認める場合においては、対象工事状況に関し、速やかに市長に報告しなければならない。

ウ 交付決定者は、対象工事完了後60日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金実績報告書(様式第5号)を提出しなければならない。

エ 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当する場合においては、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(ア) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(イ) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

オ この決定は、当該年度が終わると効力が失われる。

2 却下

(理由)

八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

八女市長

（申請者）〒 ー
住所
氏名
電話番号

八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので承認願います。

記

- 1 変更区分（ 変更 ・ 中止 ）
- 2 変更内容

八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

八女市長

八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった補助金については、八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり変更決定しましたので通知します。

記

1 交付額変更

(1) 補助金交付変更決定額 _____ 円

(2) 交付条件

ア 交付変更決定者は、対象工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

イ 交付変更決定者は、市長が必要と認める場合においては、対象工事状況に関し、速やかに市長に報告しなければならない。

ウ 交付変更決定者は、対象工事完了後60日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金実績報告書（様式第5号）を提出しなければならない。

エ 市長は、交付変更決定者が次のいずれかに該当する場合においては、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(ア) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(イ) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

オ この変更決定は、当該年度が終わると効力が失われる。

2 不交付決定

八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

八女市長

（申請者） 氏 名

住所

氏名

電話番号

八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付
決定を受けた対象システムの設置が完了しましたので、関係書類を添え
て下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 _____ 円
- 2 事業完了年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※添付書類

- (1) 対象システムの設置状況を確認することができる写真（住宅全体、太陽電池モジュールの枚数、パワーコンディショナ、余剰電力販売用電力計及び蓄電池が確認できるもの。）
- (2) 対象システムの設置費に係る領収書の写し又はこれに代わる書類の写し
- (3) 電力会社と余剰電力受給契約を証する書類の写し（系統連系後に発行されるもの）
- (4) 対象システムの概要（様式第6号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

様式第6号（第9条関係）

対象システムの概要

項目		内容
太陽電池モジュール	1 太陽電池モジュールの型式名	
	2 製造者名	
	3 太陽電池の公称最大出力と使用枚数（注1）	_____ W × _____ 枚 _____ W × _____ 枚 _____ W × _____ 枚
	4 太陽電池の最大出力（注2）	_____ . _____ k W （小数点第3位以下を切捨て）
パワーコンディショナ	1 パワーコンディショナの型式名	
	2 パワーコンディショナの製造番号	
	3 製造者名	
	4 定格出力	_____ . _____ k W （小数点第2位以下を切捨て）
蓄電池	1 蓄電池の型式名	
	2 蓄電池の製造番号	
	3 製造者名	
	4 蓄電容量	_____ . _____ k W h （小数点第2位以下を切捨て）

（注1） 公称最大出力とは、日本産業規格に規程される太陽モジュールの公称最大出力をいう。

（注2） 太陽電池の最大出力とは、対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値をいう。

八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

様式第7号（第10条関係）

第 年 月 日
号

様

八女市長

八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで報告のあった八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金について、下記のとおり額を確定しましたので通知します。

記

金 _____ 円

八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

様式第 8 号（第 11 条関係）

年 月 日

八女市長

(申請者) 〒 _____
住所
氏名
電話番号

八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 _____ 号により交付確定通知のありました補助金について、八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金交付確定額 _____ 円
- 2 請求額 _____ 円

金額	金 _____ 円		
振込先金融機関		銀行・農協 ・信用金庫	支店
預金種目	普通・当座 貯蓄・その他	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

様式第1号（第5条関係）

（令3. 3. 31・全改、令4. 2. 10・一部改正）

様式第1号の2（第5条関係）

（平30. 3. 5・追加、令3. 3. 31・令4. 2. 10・一部改正）

様式第2号（第6条関係）

（平27. 2. 27・全改、平28. 3. 29・平30. 3. 5・令3.
3. 31・一部改正）

様式第3号（第7条関係）

（平27. 2. 27・令3. 3. 31・令4. 2. 10・一部改正）

様式第4号（第8条関係）

（令3. 3. 31・全改）

様式第5号（第9条関係）

（令3. 3. 31・全改、令4. 2. 10・一部改正）

様式第6号（第9条関係）

（令3. 3. 31・全改、令5. 3. 16・一部改正）

様式第7号（第10条関係）

（平25. 12. 25・旧様式第5号繰下、平27. 2. 27・旧様式第
6号繰下・一部改正、令3. 3. 31・一部改正）

様式第8号（第11条関係）

（平25. 12. 25・旧様式第6号繰下、平27. 2. 27・旧様式第
7号繰下・一部改正、令3. 3. 31・令4. 2. 10・一部改正）